

法教育推進協議会 第34回会議 議事録

第1 日 時 平成26年3月3日(月) 自 午後 2時00分
至 午後 3時53分

第2 場 所 東京高等検察庁第2会議室

議

事

笠井座長 それでは、定刻になりましたので、第34回法教育推進協議会を開会させていただきます。

まず、事務局から本日の議事等の説明をお願いいたします。

松井参事官 私、司法法制部参事官の松井と申します。これまで法教育推進協議会に参加させていただいていた佐久間官房付の後任となります。佐久間官房付が法曹養成改革のほうに今従事されておりまして、法教育の担当として私が配置されました。今後ともよろしく願い申し上げます。

私、総合法律支援、法テラスの担当でございまして、その関連で法教育のほうにも関与させていただいておりますが、この推進協議会におきまして皆様の多角的な御意見を拝聴させていただき視野を広げてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

本日は、宮木のほうから本日の議事等の説明をさせていただきます。

宮木部付 司法法制部の部付をしております宮木と申します。7月に着任いたしまして、岡田部付の後任でございます。

それでは、私のほうから本日の議事と配布資料の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、今日の議事進行ですけれども、五つの議題を予定しております。

まず一つ目の議題ですが、法教育に関する懸賞論文コンクールの受賞作品の決定についてです。

二つ目の議題は、この懸賞論文の在り方と深く関連する議題となりますけれども、今後の法教育普及検討部会の在り方等についてです。事務局から1月16日に開催されました検討部会における協議結果などを御報告させていただき、その後、御協議願いたいと考えております。

三つ目の議題は、小学生向け法教育教材及び法教育リーフレットの作成について、事務局から御報告させていただきます。

四つ目ですが、今年度実施いたしました中学校における法教育の実践状況に関する調査研究について、報告書の取りまとめを行った株式会社浜銀総合研究所から御報告を頂きます。

五つ目の議題ですが、道徳教育と法教育に関する動向等について、本日御出席いただいている文部科学省の樋口委員から御報告をお願いしているところでございます。

最後にその他として、法教育の普及・促進に関し、群馬県法教育推進協議会の設立に関する動向などについて、事務局から御報告させていただきます。

次に、配布資料について御説明をいたします。

まず、資料1は法教育推進協議会委員の名簿で、資料2は法教育普及検討部会の構成員名簿でございます。昨年7月にそれぞれ1名の委員と構成員の交代がありましたので御報告いたします。まず、協議会の委員につきましては、最高裁判所から御参加いただいております小野寺委員に替わって大須賀委員が、また検討部会の構成員につきましては先ほど申し上げましたとおり、前任の佐久間に替わりまして私が新しく構成員となっております。

資料3でございますが、本年度における法教育懸賞論文募集のチラシとその募集要領などになります。また、そのほか法教育懸賞論文コンクールの受賞作品の決定に関する資料を席上に配布させていただいておりますが、こちら後ほど懸賞論文の議事の際に御説明をいたします。

資料4は、後ほど議題2で説明させていただきますが、推進協議会開催要領の改正等に関する見え消し版でございます。

資料5と6、こちらにつきましては現在最終の校正段階になっております小学生向けの法教育教材と法教育リーフレットの案でございます。

続いて資料7でございますが、中学校における法教育の実践状況に関する調査研究報告書になります。

資料8は、樋口委員の御報告に関するもので、道德教育と法教育に関する資料となっております。

資料9は議題6、その他で御報告する予定の群馬県の法教育推進協議会の設立等に関する資料となっております。

以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。今御説明がありましたように、今日は議題や御報告いただく事項等が盛りだくさんで、時間も限られておりますので円滑な進行に御協力を頂ければ有り難く存じます。

では、最初の議事に入りたいと思います。一つ目の議題は法教育に関する懸賞論文コンクールの受賞作品の決定についてでございます。

ここで事務局から、議事の公開に関する御説明をお願いいたします。

宮木部付 それでは事務局から御説明させていただきます。

お手元に配布しております「法教育推進協議会の公開について」という紙がございますでしょうか、こちらを御覧ください。

法教育推進協議会では第1回の会合において報道機関及び座長が許可した関係者に議事の傍聴を認め、議事録及び議事要旨を公開すること、資料については提出者からの申出がある場合を除き、公開することを原則としつつ、公開により議事運営に支障が生ずるおそれがあると考えられる場合その他座長が必要と認める場合には議事録、議事要旨及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができるということを承認いただいております。

そこで、今回の議事についてでございますが、懸賞論文の審査などということでございますので、その性質上、公開に適さないものと考えられますので、傍聴を認めることとしつつも、議事録は公開せず、議事要旨の公開にとどめるということではいかがかと考えております。

笠井座長 以上の説明を踏まえまして、今回その法教育懸賞論文の受賞作品の決定に関する議事の部分だけですけれども、この部分に関して議事録を非公開として、議事概要のみ公開するということにしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。一応、従来もそういうふうになっておりましたし。ご承認いただけるようで、ありがとうございます。

では、そのようにいたしたいと思っておりますけれども、傍聴の方に一言お願い申し上げます。お聞きのとおり、懸賞論文の受賞作品の決定に関しては、追ってホームページに公表される議事要旨に記載される限度での公表ということでございますので、それ以上のことを公表されないようお願いいたします。また、審査結果が発表になるまでは、その結果について外部の方にお話しただかないようお願いいたします。

では、一つ目の議題はこれで終わります。二つ目の議題であります。今後の法教育普及検討部会の在り方等についてという所に移りたいと思います。

これにつきましては、その普及検討部会でこの論文の審査をしたものと同じ会議において少

し検討した結果がございますので、これにつきまして事務局から御報告をお願いいたします。安部調査官 資料調査官の安部と申します。それでは、私のほうから御説明させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、平成25年度の懸賞論文の応募総数は今回7通という結果でした。応募総数についてのみ着目しますと、懸賞論文を始めた平成22年度は68通、その後23年度は60通、24年度が32通、そして今回7通と激減しております。単に応募総数のみでは判断することはできませんが、懸賞論文は法教育の更なる普及・発展のためには広く法教育への理解・関心を高めることが特に重要であると、そういった観点から実施してきたという点を踏まえ、やはり今後も同様にこの懸賞論文を行うのか、ほかに替わるべきものがあるのか等々の点について、今一度御議論いただく必要があるのではないかという思いから、部会での御協議をお願いすることとしました。

そこで部会におきまして、飽くまでもこちら事務局としての一つの考え方でございますけれども、次年度以降は論文コンクールは中止する方向として、この部会を、次の議題でまた御報告させていただきますけれども、法教育の教材の作成・配布とかあるいはリーフレット、そんな作成配布を含めた積極的なその法教育の広報の在り方を検討する部会、いわゆる広報部会とリニューアルすることなどについて提案させていただきます、その結果、部会の了承を頂きました。

これらの点につきまして、是非、本協議会におきましても御承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、懸賞論文の廃止ということや、部会の役割の変更という形になりますと、資料4で添付しておりますけれども法教育推進協議会の開催要領、この改正が必要と思われますので、ここに資料4として見え消しの改正案を添付させていただいておりますので、この改正案につきましても併せて御協議願いますよう、よろしくをお願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。

今、御説明があったとおりでありますけれども、御検討いただきたい内容としては主に二つでありまして、一つはこの論文コンクールについては今回で最後にして、次回以降は行わない、募集しないというふうにするのでよいかどうかという点です。

それが基本的には前提になっておりますけれども、その場合にこの普及部会について、法教育広報部会というものに衣替えするというのでよいかどうかという2点が、今の検討事項かと思っておりますけれども、これらについて御意見を頂ければと思います。

高橋委員 普及部会、これまではコンクールがあったというか特定の事務があったと思うんですが、広報というところかなり広がるので、具体的に何をやるのかなというちょっとイメージが湧かないところがあるんですが、いかがでしょうか。

安部調査官 まだまだ、今の段階では、全国での展開内容、あるいはその実情等を聞き取りながら、それらを踏まえながら、いろいろ持ち寄って検討中の段階であり、具体的なものを一つひとつ御報告できる状況ではありませんが、間違いなく言えますことは、後ほど御紹介いたしますけれども、今回は小学生向けの教材を作りましたが、来年は中学生向けの同じような皆さんに分かりやすい教材を作ろうとしております。なおかつ、リーフレットといいますかDVDだとか、いろいろなものを来年度以降は考えてみたいという風に考えております。

そのために、現在、事務局ではいろいろな検討を重ねておりまして、そういったものがあらかた試案といいますか形として出来上がりましたら、4月早々に広報部会を開催し、部会の先

生方から御意見等を頂きながら取りまとめ、その結果等につきまして、再度、この本協議会を開催いたしましてそこで協議といいますか提案させていただこうかなど、そういうふうな今のところ考えております。

高橋委員 ありがとうございます。

笠井座長 ほかにいかがでしょうか。

では、基本的な方向として、懸賞論文コンクールについては今回で取りやめる。そして、法教育普及検討部会を法教育広報部会に改めるということで、かつ、その開催要領については資料4のと通りの改正をするということについてのお諮り、それをお諮りしなければいけませんけれども、この資料4について何かお気づきの点、あるいはちょっと事務局からこの資料の御説明とかはありますか。特にこれ以上は、このとおりだということですかね。

安部調査官 今のところは、はい。

笠井座長 協議会の構成についての文章が入ったと、今までは懸賞論文コンクールというのを実施するというふうになっていたのが、今までで別にあってもおかしくなかったんでしょうけれど、組織をするというのが今回そこへ入ったということで、あとは名前を変えて情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うというふうになったということで、おっしゃっていたとおり論文コンクールについてのことをやると言っていたのが、そういうことをやるように変わるという、そういう趣旨かと思えます。

何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、趣旨としてはそういうことだと思いますので、この開催要領の改正について皆さんに御決定いただいたということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、具体的な広報部会としての活動方針については、先ほどもありましたけれども、また部会などで協議を行って、その結果を踏まえてこの親協議会でも御協議いただくということにして進めていきたいと思えます。

では、三つ目の議題であります、小学生向け法教育教材及び法教育リーフレットの作成報告についてという所に移りたいと思えます。

では、事務局からお願いいたします。

安部調査官 これにつきましても私のほうから御報告させていただきます。

まず1点目なんですけれども、資料5にありますけれども、小学生を対象とした法教育教材の作成についてです。小学校教材の作成につきましては、小学校向け法教育教材の冊子化プロジェクトを立ち上げまして、これまでに法教育推進協議会において作成された小学校向けの教材を更に使いやすく改定した上で冊子化することといたしました。

かつて、この教材づくりに御協力いただいた先生方、例えば梅田比奈子先生、あるいは木村夏子先生、本日御出席いただいている文部科学省の樋口委員に御推薦いただいた染谷先生、あるいは池田先生などに御協力いただきながら、ようやく最終の校正段階となっております。ここに添付しているのが最終版のものとなっております。

最終的に、この教材なんですけれども、2万4、300部ほど作成しまして、本年3月中に全国の小学校あるいは教育委員会等という所に配布する予定であります。

2点目なんですけれども、法教育に関するリーフレットの作成なんですけど、これも資料6に添付しているんですが、実際のは、このように三つ折りの形のものとなっております。その点、資料6につけておるのは順序とかそういうのが若干違っているような感じを受けるかも

しれませんけれども御容赦願えればと思います。

これは、これまでに余りこういったリーフレットというのは作っていないんですけれども、今年度の更なる法教育の普及・推進に向けた取組の一つということで、リーフレットを作成することとしました。これもやはり教材と同じように最終の校正段階のものになっておりまして、最終的にはこれは8万部作成しまして、やはり小学校向けの教材と同様ですけれども、全国の教育委員会等へ配布する予定となっております。

以上、御報告申し上げます。

笠井座長 ありがとうございます。

今見られてすぐに御意見いただくということはなかなかできないかと思いますが、例えばこの教材については、法教育推進協議会という「まえがき」に名前が入っているということもありまして、委員の皆様からの御意見というのが何かあれば反映させなければいけないだろうと思いますので、ちょっと時間的に期間がなかなかありませんけれども、来週の月曜日ぐらいまで、今日から1週間ぐらいで何かもし直すべき点等にお気づきでしたら事務局のほうまでお知らせいただいて、それからどう直すかというのは事務局の御判断には、私も関係するかと思いますけれども、そういう所にお任せいただくしかないと思いますけれども、一応皆様でざっとこれからお帰りになられて御覧になる、今もちろん気が付いたことがあれば結構なんですけれども、何かあれば1週間以内に御連絡いただくことにしたいと思いますけれども。

村松委員 中身の問題ではないんですが、資料5ですか、「ルールは誰のもの？みんなで考える法教育」とあって、これを法務省が出版するという形式になっています。しかしながら、これはどうなのかなと思っております。

これまで法教育研究会で「はじめての法教育」を出し、法教育推進協議会で「はじめての法教育Q&A」を出し、そのときはいずれも法務省が出版しているという形ではなくて、法教育研究会、法教育推進協議会が出しているという形になっていたんだと思うんですね。事務方として大臣官房司法法制部があって、そこに連絡くださいと書いてあったような記憶がしています。

今回のこの教材も、法教育推進協議会の中のメンバーが作っているものですので、主体とすると法教育推進協議会のほうが望ましいのではないかなと感じます。

それからもう一つ、実質的に思うことは、やはり法教育に関心を持っている学校の先生にとって、この法教育推進協議会という存在は非常に大きいものなんだろうと私は思っています。それは法曹三者が入ったり、学者の方が入ったり、あるいは教育の現場の方が入ったり、いろいろな人が入る中で作っている、それが非常に価値がある、尊重されているところなのかなとは思っています。したがって、広報という観点からもむしろ協議会の名前を出していただいたほうがいいのではないかなとは私は思うんですけれども、その辺の所はどういう経緯で今回は法務省にされたんでしょうか。

笠井座長 まず経緯から、事務局から御説明いただいたほうがいいですね。

安部調査官 確かに、これまでの冊子の場合は、法教育研究会あるいは法教育推進協議会といった形になっておりました。あくまでも推進協議会も法務省に設置された協議会ですし、また、これまでの法務省自体の取組につきましては、言葉としては悪いんですけれども、やや黒子に徹しすぎていたのではないかなという思いと、また、これまで平成15年に研究会ができました

て昨年で10年たって、まだまだ、いまだに、もう少しこう浸透していないのかなという思いが余りにもちょっと強過ぎたというところがございまして、そういう思いから、大変申し訳ないんですが、全面的に法務省といった形が出たように、そういうふうに理解しております。村松先生からの御質問に直接答えていないようなお答えになって大変申し訳ないんですが。

村松委員 そこは今後、協議の中で、推進協議会の名前になる方向の議論の余地というのはあるのでしょうか。

安部調査官 正直なところ、かなりこれまでもちょっと先生方にも参考に配布はしていたところなんですけれども、改めて先ほど座長が言われたような委員の皆様からの意見という形の場を設けなかったのは、非常にこの事務局としてお粗末な所がありますので、協議会への名前の変更などにつきましては、校正段階のタイトなスケジュールではありますけれども、大至急検討させていただいた上で、その結果につきましては、別途、御報告申し上げます。

笠井座長 ほかの委員の方で、今の点について。どうぞ、高橋委員。

高橋委員 関連するかどうか分からないんですが、この教材を作って、その教育現場でどれだけ受入れていただけるかというのが一番大事だと思うんですね。ですから、作って教育現場に投げて、使われなければ何も、せっかくの産物がいかされないわけですので、その辺は何か、例えば各地でこの教材を使って模擬授業をすとか、教育の現場にいる先生たちに何かアピールをすとか、そういった後押しを法務省で何かお考えになっているのかお聞きしたいんですが。

安部調査官 教材の作成に当たりましては、教材の作成に携わっていただいた先生方の実際の学校の教育現場にも何度も足を運びましたし、なおかつ、そこでもう少しこれをこうすればどうかという御意見もいろいろ頂きました。更にもう一つ、この冊子だけじゃなくて今回はここにDVDを添付いたしますが、冊子の中身と同じ内容のものを当然添付しますし、先生方からリクエストのあった学校の授業の中で、すぐに使用できるイラストのようなもの、例えば、ほうきを持った子供たちがさぼっている、あるいはそれを誰かがいじめようとしているといった、風景画像、あるいはイラスト的なものをDVDの中から活用していただいて、即座に学校で授業の中で反映できるような形にしておりますので、そういった面は非常に喜んでいただいておりますし、実際の教育現場でも効果が出るのではないかなとは思っております。

笠井座長 先ほどの誰の名義で出すかということに関するものでも結構ですし、ほかの点でも結構ですから、何か今、御意見があればお願いしたいと思いますけれども。

大須賀委員 よろしいですか。細かな話になってしまうんですけど、今後1週間以内に出す意見というのは、その写真とか図版についてのものでもよろしいのでしょうか。

宮木部付 では事務局のほうから。先ほどお話にありました、御意見があればということだったのですが、今この冊子がどういう段階にあるかということ、校正がほぼ終わっているという段階のようなので、細々した部分についてはなかなか難しい所があるのかなというのが正直なところではございます。

ただ、村松先生からお話しいただいたような枠組みについては検討の余地があるのかもしれませんが、頂いた意見についてはこれに反映するなり、その後のいろいろ、来年度は中学生向けの教材を作っていきますので、そういうものにも反映させていただくという形での意見を頂くということをお願いできればと思っておりますのでございます。

笠井座長 今、大須賀委員がおっしゃった、何か図版とかでちょっと問題がある所があるのでしょうか。

大須賀委員 非常に細かい話ではあるんですが、例えば49ページで法廷の様子の写真がありまして、これ被告人席が裁判官の正面あるいは裁判員の方の正面になっているんですけど、今の法廷では基本的に弁護人の横か前かに座っていただくという形で、恐らくこういう法廷のつくりは一般的ではないと思われるので。

あともう一個、これは若干裁判所的にこだわりがあるんですけど、68ページの法廷の図で、裁判官と裁判員が分かれて座っているという絵になっておりまして、その一段後ろとか高い所に裁判官がいて、判定する人がその前にいるという絵になっているんですが、ちょっと裁判所的なこだわりとしては、そこは国民とともに一緒に議論をして決めるというのが制度のつくりでありますので、ここはちょっと違和感がというか、もしかしたら意見が出るかなと思って。

笠井座長 いかがですか、何か。

宮木部付 御指摘の点、よく分かりました。

ちょっとこの冊子についてそれが直せるかどうかというのは多分、今の工程上なかなか難しい部分があるかとは思いますが、今後の資料を作っていく上での御意見ということで、貴重な意見でございますので反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

笠井座長 どうぞ、江口委員。

江口委員 別件で、村松先生が言ったのは少し気になっていて、確かに教材を法務省がとなると、これがなったときに文科省と衝突したら樋口君なんか大変ですよねとなるので、今までは委員に入りながらもある組織が、指導要領を踏まえた教材の一つだという形をとっていたので、その辺りは何か中で書いたほうがいいのかもしいかなという直感はあります。言われてみて。

安部調査官 この協議会が終わりましたら早速、業者のほうと大至急、再度協議いたします。その結果を踏まえまして委員の皆様へ改めて御報告させていただきたいと存じますので、御理解いただきたいと存じます。大変御迷惑をおかけしまして申し訳ございません。

笠井座長 そうですね、ちょっと法廷の図とかはやはり、かなり重要な問題でありますし、実際の被告人の地位という趣旨ともやはり関わってくる話ですから、できるだけ対応していただくほうがいいのかというのが今の私の個人的な意見です。

あと、法務省名にするのか、法教育推進協議会名にするのかという点も、非常に重要な問題だと思いますけれども、村松委員、何か御補足とかありますか。

村松委員 先ほど申し上げたとおりですので、要は2点ですね。作成の経緯からして、この協議会なのではないかと。それから、今後の普及の観点、広報の観点からも協議会のほうがいいのか。それが私の趣旨ということになります。

笠井座長 分かりました。

今の点については、ほかの委員等から特に補足とか、あるいは別の意見とかがあれば伺いますけれども。

よろしいでしょうか。今日分かったこととしては、もう少し事前に丁寧に示していただければ有り難かったかなというのが正直なところで、協議会の立場としてはそう思うというのは、これは恐らく皆さん共有しているのではないかと思います。

例えば名義についてどうするかについては、なお御検討いただいて、どうなったかというのも、最終的にもうこれで決まりましたという前に、一度ちょっとメールでもお流しいただく

ほうがいいですね。なお、それで協議の余地があれば、場合によってはメール等での個別のやり取りもやっていただくことがあってもいいかとは思っております。

今回は、恐らく年度内とかそういうような話もあるでしょうから時間が限られていますけれども、また次回以降はその辺、配慮いただければと思います。

では、この議題については以上にいたしまして、次に中学校における法教育の実践状況に関する調査研究について、報告書の作成に携わられた株式会社浜銀総合研究所の方から御報告をお願いいたします。

この調査研究は平成24年度から新学習指導要領が実施されている全国の中学校を対象にして、法教育の実践状況や、法教育を実践していく上での御意見や御要望などを調査したものであります。その結果について御報告を頂きまして、委員の皆様にご協議いただければと思います。

この議題に関しましては、御報告と意見交換を併せて25分ないし30分程度を予定しております。

では、よろしく願いいたします。

浜銀総合研究所有海氏 ありがとうございます。御紹介いただきました、私、浜銀総合研究所の有海と申します。

このたび、全国の中学校を対象としまして、法教育に関する実践の状況や課題等を把握するためのアンケートを実施させていただきました。その結果を今回、資料7の報告書としてまとめさせていただきましたので、その内容についてごく簡単ではございますが御報告、御紹介をさせていただきます。

私のほうから15分ほど御紹介をさせていただきます、その後もしお気付きの点等ございましたら御指摘等いただければと思います。

まず、早速ではございますが資料7の1ページ目をおめぐりいただきまして、実施した調査の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。1ページ目に記載をさせていただいております。

昨年、恐らく小学校に関しまして同様の調査をしていただいていたかと思うんですけれども、そちらを受けまして今回中学校ということで実施をさせていただきました。全国の中学校と申し上げますけれども、調査の際には5,000校の学校をランダムに抽出しまして、それらの学校に調査票を配布させていただきました。恐らく全国で1万強の学校があらうかと思しますので、半数弱の学校に配布したという形でございます。

昨年、2013年の夏休みの時期にかけて実施をしたんですけれども、実際夏休みの期間は先生方がなかなか集まっていらっしゃらないというところで、今回特に中学校の実態をお聞きしましたので、各教科の先生がそろっていないとなかなかお答えできないということでお問い合わせを頂いた所もございまして、結果としては9月末まで回収期間を延ばしまして、最終的には1,072通の回答を得たという形になっております。配布数に対する回収率としては21.4%という形でございます。

少しお戻りいただきまして目次の所を御覧いただければと思うんですけれども、大きな構成としてⅡ、集計・分析結果という形で書かせていただいております。こちらの1から6について、調査票としてはこうした大枠でお聞きをしております、基礎的な学校の情報、公立であるのか私立であるのか、また、どういった所に立地している学校であるのかということに加え

まして、法教育に関する学習指導の状況ということで、各教科でどの程度の時間を掛けて実施していただいているのかということから始まり、実際にどの程度充実したものとなっているのか、又は中身としてどういったことを実践していただいているのか、使っている教材等、また今後どのようなものを希望しているのかということで、各教科の先生方から自由記述で回答を得たものという形になっております。

また、3につきましては、正に皆さん今おそろいなんですけれども、法律家や関係各機関との連携の状況ということで、学校の現場にどういった形で外部の専門家の方々等が関わっているのかということの実態を様々な角度から把握したというものになっております。

4としては、教材使用の状況です。先ほど小学校のところで教材のお話も出ましたけれども、実際としてどういった形で使用がなされているのか、またどういった希望があるのか等々を把握したものとなっております。

また、5としましては、教職員向けの研修会の状況ということで、先ほど連携の状況は3番で把握したという話をしましたけれども、やはり学校の中で先生方がどういった形で取り組んでいらっしゃるのかということの一つの指標として、教職員向けの研修会をどの程度やっけていらっしゃるのかということ把握をしました。

最後、6は全体的な課題を把握したという形になっているということです。

また、大きなⅢとしましては、今申し上げたような事項に関しまして、例えば公立と私立でどのような違いがあるのかであるとか、大きな都市に立地している学校の取組と、地方に立地している学校の取組と、もしかしたら違いが出てしまっているのではないかという仮定の下、分析をしたものとなっております。ちょっと細かい所までは御紹介はできないんですけれども、もしよろしければ御確認いただければと思います。

それで、ページをおめくりいただきますと、それぞれの調査結果を掲載させていただいております。数字で把握できる部分についてはグラフを作成しまして、そちらについてコメントをつけています。自由記述に関しましては、得られた回答の中で、特に多く得られた回答はどいういったポイントだったのかということをしてできるだけ抽出するような形にしまして、そこから把握できたものを少しコメントをつけているというものでまとめをさせていただいております。

それで、一つ一つの調査結果についてはこのような形で整理をさせていただいているんですけれども、最後に64ページ以降にまとめと考察ということで、全体を通じて分かってきたことということをもとめさせていただいております。本日は中身に関しましては、ここの中から一部を取り出して御紹介をさせていただくという形にさせていただければと思います。

まず、法教育に関する学習指導の状況ということで、各教科別の実施状況を把握したということをお知らせしましたがけれども、それぞれ社会科から音楽科、美術科、家庭科、技術科という形で様々な教科の中でどういった取組をしているかということ把握しました。想像がつくように、一番多く取り組まれているのは社会科の中で行われている取組だったということになっております。

また、今回の調査では3年生の公民的分野での実施状況を、学習指導要領に記載されている四つの観点に分けて、それぞれどういう取組をしているかということ把握したわけですがけれども、それぞれ社会科においては様々な角度から各学校さんで取り組まれているのではないかとということが分かりました。

例えば、「私たちと現代社会—現代社会をとらえる見方や考え方」の領域に関しましては、

生徒の身近な生活の中での具体的なルールの決め方であったり、それがどういうふうになり立っているのかということ、そういった具体的な事例をもって生徒の話合いの中で議論をさせながら授業で取り扱っていくというやり方を採られている学校さんが多いのではないかとということが分かりました。

また、「私たちと経済—国民の生活と政府の役割」の領域に関しましては、消費者保護や権利に関する内容としまして、教科書以外の例えば新聞であったり、副教材の教材を活用しながら、また消費者トラブル等の具体的な事例を用いながら授業で実践されているという回答が多く得られております。また、こちらに関しましては外部機関としまして税務署の職員の方等と連携して具体的なお話をなさっているという話も回答として得られているところでございます。

また、「私たちと政治—人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の領域に関しましては、実際の憲法の条文を用いてなさっているという話が多く見られました。特に憲法改正の話もちょうど話題となっていたところでしたので、そういったところと関連してお話しをしているという回答が多く得られています。

最後になりますけれども、「私たちと政治—民主政治と政治参加」に関しましては、裁判員裁判の所、こちらがテーマとして多く取り上げられているということで、こちらに関しましては教材としてビデオやDVDなどの視聴覚教材の活用のほか、疑似裁判やロールプレイングを実施しながら学んでいるという学校が比較的多いのかなというところでございます。

また、このほか、今回公民的分野にフォーカスしていろいろな情報を得たわけなんですけれども、歴史的分野や地理的分野に関連して実施をしているというお話もございまして、社会科に関しては各先生の中でいろいろな取組がなされているのかなというところでございます。

また、今後希望する教材や研修会のテーマについても自由記述で回答を得たわけなんですけれども、そのテーマについての回答も非常に多岐にわたっておりまして、授業で扱われている各領域に関してできるだけ深掘りしていきたいというニーズがあるのかなというところでございます。

他方で、社会科以外の教科では、現状としては授業時数としてはそれほど多く扱われていないということが現状かと思ひまして、先生としてもそれほど法教育ということを意識してなさっているわけではないという回答が得られたところでございます。

例えば、音楽科、美術科に関しましては、単元として法教育に関する内容を扱う授業を実施しているというわけではなくて、例えば芸術作品を鑑賞する際であるとか、あとは実際に自分が作るという授業において、そういったときに注意を喚起するために先生の方が説明するという形で、枠として授業として扱っているわけではないんですけども、関連するテーマが出たときに、そういった著作権の話等を取り扱っているという回答が得られたところでございます。

また、中学校の先生としても、著作権のことについて基礎から学びたいという要望もあったところでして、その通常の中で余り意識はされていないんですけども、そういった法教育と言われてみると扱い得る範囲があるのかなというところでお答えいただいているというのが実態なのかなというところでございます。

技術・家庭科に関しましては、授業時数はそれほど多くないわけなんですけれども、テーマとしてはインターネット関連の違法行為であるとか、家庭科に関しましては悪質商法などのトラブル事例を扱っていますというお話がたくさんありました。特に、技術・家庭科で今申し上

げた扱っているようなテーマというものは、近年かなりこの事例がいろいろ変わっているというところで、例えばその携帯端末の話であったり、SNSサービスに関連したトラブル事例であったりというところは、かなり情報更新が早くなっているというところで、学校の先生としても今持っている教材がなかなか使いづらいと、そのトラブルの事例が少し古くなってしまっているというお話もあったようで、そういったところで新しい教材を望まれるというお声もあったところがございます。

また、道徳ですとか特別活動、又は総合的な学習の時間などのその他の時間においては、集団生活における規範であるとかルール、決まりを守ることに、より生徒さんの生活の身近なところから考えさせるという授業がなされているのかなと、道徳では特に道徳の副読本があるかと思えますのでそちらを用いたりですとか、新聞記事を用いて授業を行っているという話が多くございました。

あとは特別活動に関しましては、学校やクラスにおけるルールや決まりを作っていくという具体的なプロセスがございますので、そちらと関連をさせて行っているという話があったところがございます。

また、総合的な学習の時間などに関しましては、例えば修学旅行や職業体験で外に出ていくといったときに、その前後のマナーであったり、その社会的なルールのところを学んでいますというお話があったというところで、必ずしもその法教育にダイレクトにつながるというところではないんですけども、その法の大切さというところを学ばせているというお話が多くございました。また、これらの分野については、先ほど申し上げた携帯端末の使い方であったりSNSのトラブル事例であったり、最近のその情報モラルに関するお話も実態としては多く扱われているという回答があったところがございます。

テーマとしましては、各教科こういった形で行われているのかなというところがございますが、皆さん、法律家や関係各機関との連携状況と、あと教材使用の状況、教職員の研修会等の状況につきましても把握しましたところ、現状と課題等が分かかってきたところでして、例えば法律家等との連携の状況ということに関しまして、外部の機関と連携をしていますかというところで尋ねたところ、半分の学校さんが特に連携をしていないというお答えでした。また、連携をしているという回答が得られたところも、連携先としては税務署の方であったり、又は警察署の方というところで、なかなかこの法律を中心的に扱っている方との連携というのは、まだまだ全国的に見たら進んでいるわけではないというのが現状かと思えます。

教材に関しましては、法務省が作成した教材はどうでしたかというところでお聞きしているところもあるんですけども、必ずしも使っている割合がそれほど高いわけではないということでした。ただ、使っている学校さんの満足度みたいところは非常に高いところがございますので、こういった周知を行っていくというところが課題になってくるのかなというところがございます。

また、教材に関しましては、授業での取扱いのしやすさというところが学校の先生としてはすごく重要になるというところで、例えば1時間の枠で使いやすいかであるとか、あとは10分、15分の枠で使いやすいかみたいところで少し考えが変わってくるという話があったところです。また、加工のしやすさというお話もございまして、学校の先生が独自にアレンジしやすい形で、例えばファイルの形になっているであるとか、切り張りできるような状況になっているであるとかというところも、教材に関してはそういったところの重要性というところも

あるのかなというところでございます。

また、最後に教職員研修に関しましても、現状としては法教育の教職員研修ということは必ずしも十分に行われているわけではないということで、学校の先生方がなかなか余裕がないというところで実施に至っていないというのが現状かなというところでございます。

改めて、飽くまで今回、調査から見えてきたというところでして、既にこの会議の中でも検討・推進がなされていることかなと思いますけれども、各学校現場ではやはり様々な課題がございますので、法教育にというところでなかなかまだ関心が向いていない、あるいはそこに力を掛けることができていないというところが現状なのではないかなというところでございます。

ですので、法教育という枠組みの中でどのような教育を目標としているのか、又はそのモデルケースとしてどういったものがあるのか、好事例などを示していくということが正に重要なのではないかとというところで、報告書をまとめながら感じたところでございます。

ですので、なじみのない学校、先生も多いと思いますので、今回その御検討いただいているようなパンフレットであるとか教材であるとかというところを示しながら、法教育に関する情報の総量を増やしていくということがまず重要なのではないかとこのところを考えたところでございます。

また、教材の適用の仕方に関しましては、先ほどもあったようにすごく分かりやすい内容で示していくということも重要ですが、時間数に合わせた加工のしやすさであるとか、あとはDVDの示し方も、例えば10分の枠組みできちんと完結しているものになっているとか、そういった所にももしかしたら配慮が必要なのではないかとこのところでございます。

また、最後に専門家が関わる機会を充実させるということが、やはり重要になってくるのかなというところで、現状としてはなかなかハードルが高いと学校の先生方には思われているというところがございますけれども、現在正に法務省さんのほうで派遣の取組等なさっているかと思っておりますので、そういった所の取組が今後も重要になってくるのではないかとこのところでございます。

また、学校の、必ずしもその教育現場にというところだけではなくて、教職員の方向付けの研修会に関わっていくというところもやはり重要になってくるかと思っておりますし、またそれは先生方のほうも、なかなか余裕はないんですけどもという前提つきにはなるんですけども、すごく関心を持っていらっしゃる先生方は多いかと思っておりますので、そういった取組が重要になってくるということがやはり今後の課題として重要なのかなというところを考えたところでございます。

すみません、ちょっとばらばらとしてしまいましたけれども、以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

では、今の御報告について、御質問等を頂ければと思います。どなたからでも。

小粥委員 細かいことで恐縮なのですが、教材をインターネットで提供したほうがいいのではないかとこの御提言は、これは浜銀総研さんの提言ということですか。それとも現場の教員からそういう希望が強かったということですか。

浜銀総合研究所 海氏 飽くまで記載させていただいたのはアンケートを受けての提言となりますので、アンケートでそういった御意見があったというところが一つあります。

特にインターネットというところに関しますと、やはり手軽に手に入れられるというところで御要望があったというところと。

小粥委員　そういう要望は、結構多かったですか。つまり、うちの子供たちの行っている学校の先生方は、成績データが流出したりしてはいけないなどとおっしゃって、外とメールもやり取りされていないように思うのです。ですから、このお話をお聞きしまして、本当に現場の小学校や中学校の先生方がインターネットというのを希望されているのかどうか、ちょっといぶかしく思ったものですから。

浜銀総合研究所有海氏　資料としましては47ページの所になるんですけれども、枠組みとしては教材に関する意見・要望という枠組みで、自由記述で書いていただいたというところがございます。

大枠として、数として多かったのは、紙媒体以外で提供される教材がよいという枠組みの中で多くの意見を頂いたのかなと思ひまして、それは視聴覚教材を充実させてほしいであるとか、シミュレーションソフトなどのそういった媒体があれば生徒の興味・関心もよく湧きますという話もあったんですけれども、後は先ほど申しあげましたように、そのデータ化して教員が自由に加工できる状態がいいというお話があったのと、あとはウェブ上でやはり提供してほしいというお話もあったというところがございます。

ここに直接的には書いていないんですけれども、そのインターネット上でやはり把握できるものがいいというお話もあったということです。ですので、数としてダイレクトに結び付くものがそれほど多かったかという、ちょっとそこは語弊があるのかもしれないんですけれども、そういった中で手軽に手に入るものがあってほしいであるとか、そのデータ化したものでという御要望があったというものを受けて、少しまとめさせていただいたところがございます。

小粥委員　ありがとうございました。

笠井座長　では、ほかに何かございますでしょうか。

江口委員　これはもう結果なんですけれども、僕もアメリカの例えば法教育なんかを見るとスポーツとかルールとかあるんだけど、この体育がねぐったのは何か理由があるんですか。難しいというのは分かっているんですけれども、体育はもう全部そうだとせばそうだから。

浜銀総合研究所有海氏　昨年度の小学校の調査において、正に恐らくそこが課題になっていたかと思うんですけれども、今回改めて中学校の調査を設計させていただくときに、もちろん法務省の方とも相談させていただいて、今回そこは調査の対象としては外そうというところで、決めたというところがございます。

正におっしゃっていただいたように、どこまでを法教育の範囲として捉えるかというところがかなり難しいのではないかという前提の下、そうさせていただいたということです。

江口委員　もう結果ですので、教材一杯あると言えはありますということで。

笠井座長　ほかにいかがでしょうか。

私のほうから振ってあれなんですけれども、弁護士会とか司法書士会との連携が必ずしも十分でないという、そういう結果が出ているようにもちょっと見えます。回答率自体はそんな高くない中ですので、ある程度法教育に関心を持っておられる所が回答していることを前提として、こういうパーセンテージだということだとすると、この辺りに何か、村松委員、高橋委員、御感想はございますでしょうか。

村松委員　では、私から。まず前提としてこの報告書、非常に学校現場の状況がよく分かるものだなと私は思いながら読ませていただきました。これが法務省のホームページにアップされた段階でもう、すぐに日弁連の委員には、これいい情報だから見てみてくださいということで情

報提供はしております。

正にその中で、委員からも出てきましたが、弁護士会としては、頑張っている、主観的にはかなり学校に行っているつもりなんですけれども、こういうデータにすると相対的にそれほど行っていないなということであって、今一步頑張らなければいけないかなというところかなと思います。

弁護士の数が伸びていない理由として考えられるのは、このアンケートから窺われるのは、やはり無償であってほしい、有償は難しいんだという学校現場のニーズです。弁護士会の場合にはもちろん無償の所もありますけれども有償の所もあって、弁護士はやはり自営業者ですからそこを誰が負担するのかという話になってきて、そこが普及というか数を妨げている一つの要因なのかなと思ったりもしております。

笠井座長 ありがとうございます。

高橋委員、何かございますか。

高橋委員 司法書士会は実は中学生を対象に余りまだ踏み込んでいないところがありまして、主に高校生を対象にした活動がありますので、是非次回の高校生を対象にした調査結果を期待したいと思います。

笠井座長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問なり御感想なり、あれば。よろしいでしょうか。

江口委員 僕、長いこと橋本先生や何人かで法教育やってきて、現場は余り普及されていないということでちょっと気にはなっているんですけども、指導要領の中に書き込んで一部の教材としてあるというのを法教育と捉えれば、ほぼあまねくやっている面はあるんです、本当に。だから、それはそれとして評価してほしいという、まあ、それを超えてやりたいという。

そのときに、この前、韓国のグループが来たように法教育推進法という法を作って韓国はやって現場に落とせないと、逆に言えば日本のように現場が一定程度教科書なんかでやっておいてやる方法がないですかというのと同じように、何が言いたいかという消費者教育推進法というのができて、消費者教育がここへ反映されているのはその影響ですよ、消費者教育推進法ができたことで消費者団体及び消費者の関連、それから税務署も含めて、そこに教育やりなさいという形で法が動いたものですから、動いているわけであって。韓国やアメリカのように法教育推進法とやればあつという間に動くというのは事実ですと。だから、それがいいかどうかはまた別な問題ですけどもという、こう見ながら、普及しろというんだったらそれが一番手っ取り早いですよというの、そのとおりですねと。

笠井座長 ありがとうございます。ほかに、よろしいでしょうか。それでは、これで質疑応答を終わらせていただきます。

本日の報告は、中学校における法教育をより充実させていくために示唆的なものでありまして、各機関における今後の取組といった観点で参考になるのではないかと思います。

どうもありがとうございました。

浜銀総合研究所 海氏 ありがとうございます。

笠井座長 この調査結果を受けまして、今後の活動について事務局から御報告をお願いいたします。

宮木部付 中学校における法教育の実践状況に関する今回の調査の結果、それから本日の議論も受けまして、更なる法教育の発展のために、来年度は新学習指導要領の下、中学校における法

教育授業の一助となるような教材の作成などを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

笠井座長 ありがとうございます。

では、次に道徳教育と法教育に関する動向等について、文部科学省の樋口委員から御報告をお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

樋口委員 失礼いたします。文部科学省の樋口でございます。

それでは、若干の時間を頂きまして、最近の道徳教育等の動向について御説明させていただきたいと思ひます。

道徳教育と法教育との関係については前回、昨年7月10日に開催された本協議会で、同懇談会の委員であられました京都大学大学院の土井先生より、懇談会での議論を踏まえて御報告があったところです。そこで本日、私からはその報告以降、すなわち昨年7月以降の動向を御報告することが適当だろうと考えております。貴重なお時間を頂いております。

お手元に資料が1枚ありますので、この資料に沿って御説明させていただきたいと思ひます。

道徳に係る教育課程の改善等については皆様御承知のとおり、去る2月17日に下村文部科学大臣より中央教育審議会に対して諮問がなされたところでございます。

具体的には、第1に教育課程における道徳教育の位置付けについて、第2に道徳教育の目標、内容、指導方法、評価についてであります。

今回の諮問に至るまでに、文部科学省では教育再生実行会議における平成25年2月の第一次提言「いじめの問題等への対応について」も踏まえ、道徳教育の充実に関する懇談会を設置し、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みについての教科化の在り方など、道徳教育の改善・充実方策について幅広く検討を行ってきたところです。

本日、皆様のお手元に配布させていただいている資料は、中教審への諮問の際に参考資料として提示されたもので、平成25年12月26日付「道徳教育の充実に関する懇談会の報告概要」であります。

そもそも道徳教育は人が互いに尊重し合い、協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナー、規範意識などを身につけるとともに、人間としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、一人一人が考えを深めることを狙いとしております。

また、このことを通じて、自立した一人の人間として、人生を他者と共によりよく生きる人格を形成することを目指すものであります。

しかしながら、道徳教育の現状については様々な課題が指摘されてきたところでありまして、同懇談会では道徳教育が学校の教育活動全体の真の中核としての役割を果たすよう、抜本的な改善・充実方策が議論されたところであります。

懇談会の報告では、道徳教育の改善の方向として、発達の段階ごとに特に重視すべき内容や共通に指導すべき内容について、これまで以上に明確化を図ることなどを検討する必要があるとされました。

具体的には、「いじめの防止や生命の尊重」、「困難に屈しない心」、「自律心」などと並んで、「多様な人々が共に生きていく上で必要な相互尊重のルールやマナー、法の意義を理解して守ること」が明記されています。

また、それらの指導方法についても議論がなされ、児童生徒が「自分自身も社会に参画し、役割を担っていくべき立場にあることを意識させたり、社会の在り方についても多角的・批判的に考えさせたりするような、社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育(いわゆるシティズンシップ教育)の視点に立った指導も重要である」と示されました。

そして、その際、「他教科の指導との関連も図りながら、法やルールの意義を理解して互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、安定した社会関係を形成することの重要性やそのための具体的方策について考えを深めさせるなどの視点も重視する必要がある」と述べられています。

更に続けて、『『道徳的実践力』を効果的に育成するための手段として、ロールプレイやコミュニケーションに係る具体的な動作や所作の在り方等に関する学習、問題解決的な学習を一層積極的に活用』することとされ、具体的には「きまりやルール作りなど、実際に自分が動き、他者とかかわり合っ」て行われる、従前から法教育で幅広く取り入れられてきた学習活動が例示されたところです。

今後、中教審において「教育課程における道徳教育の位置付けについて」、「道徳教育の目標、内容、指導方法、評価について」の議論がなされていくわけですが、道徳教育の改善・充実のための条件整備については中教審の答申を待つことなく、現在も不断に進められているところでございます。

2枚目を御覧ください。

文部科学省では、道徳教育の教材として小学校は低・中・高学年の3種類、中学校は1種類の計4冊からなる「心のノート」を作成し、平成14年度から全国の小学校、中学校等に無償で配布してまいりました。その後、平成23年度使用分からウェブを通じた利用に切り替えられました。平成25年度使用分から全国の小・中学校等への冊子の配布が再開されています。

さらに、各学校では文部科学省が作成する読み物資料集や、都道府県市町村の教育委員会で作成する道徳の教材、民間の教材会社等が作成する教材、先ほどもありました新聞記事、書籍・雑誌など、様々な教材を活用しながら、道徳の時間をはじめ道徳教育に関する指導が行われています。

「心のノート」の改善については、道徳の充実に関する懇談会の下に設置された『『心のノート』改訂作業部会』が同懇談会と連携しながら検討を行いました。土井先生の御報告にもあったとおりです。

そして、このたび去る2月14日に「心のノート」を全面改訂した「私たちの道徳」が完成し、公表いたしました。本冊子は平成26年度から使用できるよう全国の小・中学校等に配布することとしており、道徳の時間をはじめ、道徳教育や家庭での教育において十分に活用され、全国各地における優れた実践につながり、道徳教育の改善・充実に効果を上げるところを期待しているところです。

「私たちの道徳」作成作業では、基本的な考え方として「児童生徒の発達段階を踏まえつつ、いじめの未然防止の観点、児童生徒の多様性への配慮、『礼』など我が国の伝統・文化に根ざす内容の充実、道徳的実践を促すような具体的な振る舞い方などの『技法』を身に付けること」と併せ、『『食育』、『市民性を育む教育』、『法教育』の視点、『情報モラル』をはじめ児童生徒を取り巻くリアルな環境の変化などを重視することが示され、これらの基本的な考え方に基づいて内容は構成されています。詳細は文部科学省ホームページに教材が公表されています

ので、御覧いただければと思います。

最後に、「学校、家庭、地域の連携の強化」に関して御説明いたします。

小学校及び中学校の学習指導要領「道徳」では、道徳教育を進めるに当たっては、(中略)学校の道徳教育の指導内容が児童(生徒)の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある」とされています。

また、同懇談会の報告書では、学校、家庭、地域の連携の強化について、「保護者はもとより、地域の人々や団体等との共通理解を深め、連携・協力体制を構築するなどの環境整備を進め、社会全体で道徳教育に取り組む機運を高めていくことが必要である」と示されています。

以上、同懇談会の報告「今後の道徳教育の改善・充実方策について」に基づいて、直近の動向等について報告いたしました。これらの論点については今後、中教審における議論を踏まえ、教育課程の改善等につなげていくことが求められるものでございます。

道徳教育と法教育の関連についても、本法教育推進協議会をはじめ、様々な所で議論や実践が進むことが期待されます。

本日、私が準備した報告事項は、以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、今の御報告につきまして、御質問等いただければと思います。

小粥委員 樋口さんは、口頭では、「子供の多様性」とか「多様性」ということを何度かおっしゃっていたと思いますけれども、席上に配布されているこの概要の文書には「多様性」という言葉が出ておりません。口頭では「多様性」に言及されるけれども文書上は「多様性」は出てこないということは、その懇談会の中での「多様性」というものに関する評価のニュアンスを反映しているのでしょうか。つまり、他者と共に生きる前提として「多様性」が大事であると、大きな声では言えないけれども、少しはそういうところがある、そのあたりを意図した報告書だということでしょうか。報告書が、「多様性」をどのくらい重視するかというニュアンスについて、樋口さんの御感想を伺いたいのですけれども。

樋口委員 私が今、発言、申し上げた内容については、こちら、「今後の道徳教育の改善・充実方策について(報告)」という本体に書かれているそのままを述べさせていただきました。

本体は25ページに至るものなんですけれども、そちらの中には書かれており、概要には触れられてはいませんが、本体を全体的に読めばそのようなニュアンス、ニュアンス以上に明示されているというふうに申し上げることができると思います。

小粥委員 ありがとうございます。

笠井座長 ほかにいかがでしょうか。

村松委員 今、文科省のほうから中教審のほうに諮問されています。たしか諮問は2月11日くらいだったと思います。差し支えない範囲で結構ですけれども、政府の教育再生実行会議の第一次提言の所で、いじめ防止との関係で道徳教育の教科化の話が出てきて、その中でシチズンシップ教育であるとか、法教育も参考にするといった表現があったらと思うんですね。

文科省が中教審に諮問している段階で、法教育であるとかシチズンシップというのを道徳教育の中に入れ込んでいくような、そういう方向の議論になっているのか、なっていないのか。

それから、先ほど小粥委員からお話のあった、正に多様性というのは一つキーワードになっ

て非常に重要な視点なんだろうと思うんですけども、その多様性ということについて中教審の諮問の中で何らかの形で方向づけが示されているのかどうか。差し支えない範囲で結構ですけども、教えていただければと思います。

樋口委員 ありがとうございます。

中教審の諮問がつい先日、2月17日に行われたばかりでして、それを受けての第1回目の会議、初等中等教育分科会、教育課程部会の合同会議が正に明日3月4日開催されると、このような状況です。

したがって、具体的な議論については今後進んでいくということになってくるわけではありますけれども、シチズンシップあるいは法教育の視点等につきましては、今回のこの報告概要の中でも道德教育の内容として、お手持ちの資料の真ん中辺りですけども、「特に重視すべき内容を明確化」とすると、明確化する中で「ルールやマナー、法の意義を理解して守ること」等々記載されているところです。

したがって、それを具体的に内容としてどこまで盛り込んでいくかということが今後議論されていくわけですけども、その例示として従前の道德教育と比べると、かなり踏み込んだ形で盛り込まれているということが言えようかと思います。

また、諮問文につきましては冒頭に申し上げたとおりで2点、「教育課程における道德教育の位置付けについて」、第2に「道德教育の目標、内容、指導、評価について」、この2点のみが諮問でありますので、それを受けて様々な参考資料等、それから様々な今後の議論が進んでいくことが期待されます。

笠井座長 では、ほかにいかがでしょうか。

小粥委員 法教育との関係は、具体的に踏み込んでその中身について、報告書の中に記述があるんですか。

樋口委員 はい。先ほど口頭で申し上げました、教材「私たちの道德」作成作業の中で、その方針として『食育』、『市民性を育む教育』、『法教育』の視点、『情報モラル』をはじめ児童生徒を取り巻くリアルな環境の変化などを重視する、このように「法教育」という文言が入っております。

村松委員 例えば今回改訂された「心のノート」、「私たちの道德」というタイトルに変わっていると思うんですが、その中学校の決まりとか法の所を見ると、従前は「守らなければいけないの」みたいなタイトルで、法は自分たちを縛るんだけどもまあしようがないやみたいなニュアンスが非常に強かったものが、この協議会で話しをしている共生のための相互尊重ルールなんだという位置付けに変えて展開されています。したがって、方向性としては今、樋口先生がお話しになられた方向に行っているのかなと少し期待はしているところです。

中教審が独自に議論するところですけども、是非ともその多様性であるとかそういったものを尊重しながら議論が進めていただけたらなという思いを一つ持っております。

もう一つは、今後の作業スケジュールなのですが、教育課程部会が明日初会合があるということなんです、今後どのようなスケジュールでこれが進んでいくのか、現時点で分かる見通しがあれば教えてください。

樋口委員 いつ答申にまで至るのかということについては、全くこれは見通しはございません。もちろん通常の部会であれば明日の会議でまずその見通し等が示されて、それに向かって様々な分科会であるとかあるいは専門部会等が設置をされるという形にはなっていくと思います。

村松委員 ありがとうございます。

笠井座長 ほかにいかがでしょうか。

江口委員 文科省からそう言われたんだったら、法務省、堂々と、よき社会のルールノートとか作ってくださると、道徳とかにもコミットメントするようになって、そういう構造でやっていけばいい。そのときに多分、憲法とか人権とかも当然入ってくるし、裁判所も入ってくるわけですから、それをここの推進協議会の一つの……でも、どこまでやれるかは別として、そのぐらいの風呂敷は開いてもいいような気がして、そこまで言われるんだたらと。難しいけれど。

笠井座長 道徳の教科書を作ろうという話ですか。

江口委員 いやいや、私たちの社会のルールノートでもいいわけですから。道徳と銘打つとちょっと難しいですね。「心のノート」が出たんだたら、「社会のノート」でもいいですね。「社会のルールノート」でもいいですから。

笠井座長 そういう教材的なものを。

江口委員 そうそう、アメリカはそういうのは一杯ありますよね。ストリートローも、そういう意味ではアメリカの法務省が作ってあるわけですから、それだといいいような気がしますけれど。

小粥委員 難しいとおっしゃる趣旨は、どういうことですか。

江口委員 道徳は道徳として自立してやりたいというのが、多分、文科省の趣旨だと思うんですけども。それは、私は関係者ではないので分かりませんが。

笠井座長 ほかに何か。

小粥委員 すみません、「多様性」ということがどう扱われているか、私も気になっておりました。多様性に価値を認めるという観点からいたしますと、子供に届く情報とか現場の教員に届く情報が多元化する、そういうことは、私個人の信条にもかかわりますが、とても重要なことだと思っております。ですから、難しいことかもしれませんが、「心のノート」とは別に、法教育のハンドブックみたいなものがあれば、世の中全体が、余りにモノトーンになるという傾向を少しは相対化することも期待できますので、ぜひ、法制部さんに頑張っていただきたい、これは個人的な希望です。

笠井座長 はい。

松井参事官 これは分科会とかで検討すべき項目という整理でよろしいのであれば、そういう位置付けで協議会でこういうような議論がなされて、というふうにお伝え……広報部会ですかね。

笠井座長 広報部会でこの、道徳との関係がどうなるかというのは、それ自体が一つの論点だと思えますけれども、検討すべきテーマとして設定するという方向で考えるということでしょうか。分かりました。

道徳と法教育の関係というのは、教科というふうになる場合の位置付けとかということも含めると、それこそいろいろな選択肢があるだろうと思えますし、道徳の教材ということとはまた別に、先ほど江口委員がおっしゃったようなものというものがまた考えられてもいいと思えますので、そういったことについてもこれからの協議会の検討課題にしていくということで、具体的にそれを広報部会でやるかどうかということも含めて、それも有り得る選択肢として考えていくということかと思えます。今日の樋口委員からの御報告は、その辺りについても示唆的なものでありまして、また文科省での、あるいは中教審での御検討の状況なども見据えながら、適宜情報などを法務省のほうでも入れていただいて、また今後の議題にしていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

それでは、事務局から群馬県法教育推進協議会の設立についての御報告をお願いいたします。宮木部付 資料9を御覧ください。資料9にありますとおり、本年1月22日、群馬県法教育推進協議会が発足いたしました。当省ではこれまで京都と岐阜での法教育推進プロジェクトの支援も行っているわけですが、これらは2年間という期間限定のプロジェクトの機関、企画、立案、検証でございまして、残念ながら今回の群馬県の協議会のように恒常的な存在ではありませんでした。

この群馬の協議会のような法教育の普及・推進に関しての恒常的に存在する都道府県単位の会議というのは、当省で把握している限りでは全国初になると思います。

この協議会のように全国に法教育が広がっていくことは、正に法務省が目指すべき所でございます。このような都道府県単位の協議会が増えていくことを期待しておりますし、このような動きがあった場合には全面的な支援を行っていく予定でございます。

報告は以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

それから、次に村松委員から先ほどお配りいただきましたペーパーが、法教育セミナーに関するものがあって、これについて御説明いただけますでしょうか。

村松委員 お手元のカラー刷りの1枚のチラシを配らせていただきました。

弁護士会では、昨年も春に教員のための法教育セミナーを開催しておりますが、今年は5月17日土曜日に開催することとなりました。

最初に、橋本先生のほうから、法教育等の基調講演を頂きまして、その後、小学校、中学校の教員に分かれてグループワークをするという予定になっております。

今年は正に先ほどの樋口委員の報告にもありましたとおり、道德教育がトピックとなっておりますので、道德の教材を使って法教育的に事業を構成するとどうなるのかという観点でやってみようという企画になっております。

教員の方と一緒に議論しながら教材を作り上げていく活動ですので、もし時間がありましたら見に来ていただければと思いますし、また、こういう活動があるということに関係者の関心を持っている方にはお伝えいただけたら有り難いと思ひまして、御案内させていただきます。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、最後にあったその群馬の話と、それから今の弁護士会等の話とに関する御質問でも結構ですので、全体を通じて何か言い残されたこととかがございましたら、この際御発言をお願いできればと思います。

村松委員 この群馬の法教育推進協議会、この取組は全国でも珍しいですし、出席者の名前を見ても広くいろいろな関係者が集まられていて、今後の展開を非常に楽しみだと思っております。どのような経緯で、あるいは段取りでこういった協議会がつけられることができたのか。その辺、非常に参考になると思いますので、教えていただければと思います。

安部調査官 では、私からお答えいたします。この群馬県の法教育推進協議会の立ち上げの発起人である飯野眞幸さんは、高崎市の教育委員会の教育長なんですが、この方は、実は平成22年の論文コンクールに出展しております。そこで佳作を受賞された方なんですが、飯野さんは、その論文の中で、都道府県単位の法教育推進協議会の立ち上げの必要性を指摘されておりました。その意味で、この度は、飯野教育長の夢がと言ったら言葉は悪いんですが、現実にな

ったということでありまして、非常に喜んでおられます。

いじめ問題だとかいろいろな面で実績を残されておりまして、それでこういった機関を何とか県の中で立ち上げできないかということで、森部先生という方とお二人でスタートを切り、そして、それが大きくなって、今回、やっと群馬県といった単位で了解を頂いたと伺っております。簡単に御説明しますとそういった経緯でございます。

笠井座長 ありがとうございます。論文コンクールが今回で終わりになりますけれども、その具体的な成果がこうやってつながって現れているというのが最後に伺えて、非常にうれしいような気がいたしました。ありがとうございます。

ほかに何か全体を通じてございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでしたら、本日はこれで終了させていただきます。

次回の日程は3月25日を予定しております。追って事務局から改めて御連絡があるかと思えます。

それでは、皆様どうもお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

—了—